

租税及び社会保険料による負担の軽減のための飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の支給に関する法律案要綱

1 目的

この法律は、租税及び社会保険料による負担の軽減のため、飲食料品に係る消費税率について、現下の物価の上昇に鑑み臨時的に二年間に限り引き下げるとともに、中低所得の就業者の可処分所得の増大並びに就業の促進及び本人の意向により就業時間が抑制されている状態の緩和（以下「就業の促進等」という。）を図る必要性に鑑み、当該就業者が負担する租税及び社会保険料並びに当該就業者が受ける社会保障に係る現金給付の状況を一体的に捉える観点から、当該就業者が負担する租税及び社会保険料の合計額から当該就業者が受ける社会保障に係る現金給付の合計額を控除した額の当該就業者の収入の額に対する割合（以下「純負担率」という。）を踏まえ、個々の就業者の所得の額等に応じた就業者負担軽減支援金を支給することにより、もって働くことにより生活が向上することを実感できる社会の形成に寄与することを目的とする。（第一条関係）

2 令和九年度及び令和十年の飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ

（１）飲食料品に係る消費税の税率の特例

令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に事業者が国内において行う飲食料品（軽減税率の適用対象となっている飲食料品をいう。以下同じ。）の譲渡（以下「特例対象課税資産の譲渡」という。）及び保税地域から引き取られる飲食料品について、消費税の税率を〇・七八パーセントとする。（第二条第一項関係）

（２）消費税の納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例

飲食料品の譲渡を行う事業者が、令和九年四月一日の属する課税期間について、当該課税期間中に消費税の課税事業者選択届出書又は簡易課税制度選択不適用届出書を提出した場合には、当該課税期間の初日の前日にこれらの届出書を提出したこととし、簡易課税制度の適用を選択した場合の二年間の継続適用の要件は当該課税期間については適用しない。（第三条関係）

（３）特例対象課税資産の譲渡に係る簡易課税制度等に関する特例

簡易課税制度又は適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置の適用を受ける事業者が特例対象課税資産の譲渡を行った場合における当該特例対象課税資産の譲渡に係る仕入控除税額については、当該特例対象課税資産の譲渡に係る消費税額と同額とする。（第四条、第七条関係）

（４）消費税の中間申告書の記載事項等の特例

令和九年四月一日以後に開始する中間申告対象期間に係る中間申告書に記載すべき中間申告税額については、直前の課税期間について（１）の飲食料品に係る消費税の税率（以下「特例税率」という。）が適用されるものとし、かつ、（３）の特例の適用があるものとした場合の消費税額に基づき計算した中間申告税額（当該中間申告税額がない場合には、零）を記載できる。また、令和十一年四月一日以後に開始する中間申告対象期間に係る中間申告書に記載すべき中間申告税額については、直前の課税期間について（１）の特例税率の適用がないものとし、かつ、（３）の特例の適用がないものとした場合の消費税額に基づき計算した中間申告税額（当該中間

申告税額がない場合には、零）を記載できる。（第五条第一項、第三項関係）

（５）飲食料品の譲渡に係る消費税の総額表示義務の特例

総額表示義務に対応することが困難な事情がある場合における事業者が表示しなければならない飲食料品の税込価格については、当該事業者が、その表示する価格が本来表示すべき税込価格であると誤認されないための措置を講じているときに限り、令和九年二月一日から同年三月三十一日までの間及び令和十一年四月一日から同年五月三十一日までの間は、特例軽減税込価格を表示できることとし、令和九年四月一日から同年五月三十一日までの間及び令和十一年二月一日から同年三月三十一日までの間は、本則軽減税込価格を表示できる。（第六条関係）

（６）その他所要の措置を講ずる。

３ 就業者負担軽減支援金の支給

（１）支給要件

イ 就業者負担軽減支援金は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者に支給する。
（第九条第一項関係）

（イ）その者の当該年度の初日の属する年の前年（以下「前年」という。）の勤労所得の金額（給与等の収入金額に応じ政令で定めるところにより計算した額をいい、事業所得又は雑所得を生ずべき業務に係る雑所得を有する場合（当該事業所得の金額及び当該雑所得の金額の合計額が政令で定める額を超える場合に限る。）には、当該合計額を加算して得た額とする。）が、税制及び社会保険制度の状況並びに就業者負担軽減支援金による就業の促進等の効果を考慮して政令で定める額（ハにおいて「所得下限額」という。）を超えること。

（ロ）その者の前年の合計所得金額が、我が国及び諸外国の純負担率及び純負担額（中低所得の就業者が負担する租税及び社会保険料の合計額から当該就業者が受ける社会保障に係る現金給付の合計額を控除した額をいう。）の状況並びに就業者負担軽減支援金に係る制度に類似する諸外国の制度の状況を考慮して扶養児童（扶養親族のうち、前年の十二月三十一日（前年の中途において当該扶養親族が死亡した場合には、その死亡の時）の現況において年齢十九歳未満である居住者をいう。以下同じ。）の有無及び数に応じて政令で定める額（ハにおいて「所得上限額」という。）以下であること。

（ハ）その者の当該年度分の道府県民税（都民税を含む。）の所得割等の額及び市町村民税（特別区民税を含む。（８）イにおいて同じ。）の所得割等の額の合計額に政令で定める倍数を乗じて得た額と社会保険料控除額（一定のものに係るものを除く。（２）ニにおいて同じ。）との合計額から前年中の公的年金等の収入金額を控除した金額が我が国における純負担率の状況を考慮して政令で定める額（ハにおいて「純負担基準額」という。）を超えること。

（ニ）その者が当該年度の初日の属する年の一月一日（以下「基準日」という。）現在において配偶者を有していた場合にあっては、当該配偶者の前年の合計所得金額が政令で定める額以下であること。

ロ 令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間については、就業者負担軽減支援金はイ（イ）から（ハ）までに掲げる要件のいずれにも該当する者に

支給し、イ（ロ）の扶養児童は年齢十六歳未満である扶養親族を、イ（ハ）の社会保険料控除額は全額をいう。（第九条第二項関係）

ハ 政府は、所得下限額、所得上限額及び純負担基準額について、定期的に、これらの額を政令で定めるに当たり考慮すべき事項に係る事情の変動及びこの法律（２を除く。５（１）を除き、以下同じ。）の施行の状況を検証し、必要があると認めるときは、これらの額を改定するものとする。（第九条第三項関係）

ニ 就業者負担軽減支援金は、イの者が基準日現在において日本国内に住所を有しないときは、支給しない。（第九条第四項関係）

（２）就業者負担軽減支援金の額等

イ 就業者負担軽減支援金は、年度を単位として支給するものとし、その額は、我が国及び諸外国の純負担率の状況並びに就業者負担軽減支援金による就業の促進等の効果を考慮して、前年の所得の額並びに扶養児童の有無及び数に応じて政令で定める額とする。（第十条第一項関係）

ロ 政府は、イの政令で定める額について、定期的に、当該額を政令で定めるに当たり考慮すべき事項に係る事情の変動及びこの法律の施行の状況を検証し、必要があると認めるときは、当該額を改定するものとする。（第十条第二項関係）

ハ 令和九年度分から令和十一年度分までの各年度分の就業者負担軽減支援金の額については、イにかかわらず、次のとおりとする。（第十条第三項～第五項関係）

（イ）令和九年度分の就業者負担軽減支援金の額

我が国及び諸外国の純負担率の状況、就業者負担軽減支援金による就業の促進等の効果並びに令和九年度分の就業者負担軽減支援金の総額が同年度において飲食料品に係る消費税の税率を２（１）の税率とすることによる当該飲食料品に係る消費税の収入見込額（当該消費税に係る地方消費税の収入見込額を含む。（ロ）において同じ。）を超えないようにすることを考慮して、前年の所得の額並びに扶養児童の有無及び数に応じて政令で定める額

（ロ）令和十年度分の就業者負担軽減支援金の額

我が国及び諸外国の純負担率の状況、就業者負担軽減支援金による就業の促進等の効果並びに令和十年度分の就業者負担軽減支援金の総額（この（ロ）により加算する額の総額を除く。）が同年度において飲食料品に係る消費税の税率を２（１）の税率とすることによる当該飲食料品に係る消費税の収入見込額を超えないようにすることを考慮して、前年の所得の額並びに扶養児童の有無及び数に応じて政令で定める額に、２（１）の消費税の税率の引下げの終了に際して令和十一年度以降の各年度分の就業者負担軽減支援金の支給に円滑に移行するため、イを適用した場合における令和十一年度分の就業者負担軽減支援金の額の二分の一に相当する額を基本として政令で定める額を加算した額

（ハ）令和十一年度分の就業者負担軽減支援金の額

２（１）の消費税の税率の引下げの終了に際して令和十一年度以降の各年度分の就業者負担軽減支援金の支給に円滑に移行するため、イを適用した場合における令和十一年度分の就業者負担軽減支援金の額の二分の一に相当する額を基本として、我が国及び諸外国の純負担率の状況並びに就業者負担軽減

減支援金による就業の促進等の効果を考慮して、前年の所得の額並びに扶養児童の有無及び数に応じて政令で定める額

ニ イ及びハの政令で定める額（ハ（ロ）の加算する額を除く。）については、当分の間、前年の所得の額、社会保険料控除額並びに扶養児童の有無及び数に応じて定めることとする。（附則第三条関係）

（３）認定等

イ 就業者負担軽減支援金の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、就業者負担軽減支援金の支給を受けようとするときは、その受給資格について、基準日現在における住所所在地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。（第十一条第一項関係）

ロ 受給資格者は、認定を受けようとするときは、当該年度の政令で定める日までに、基準日現在における住所所在地の市町村長に対し、認定の請求をしなければならない。（第十一条第二項関係）

ハ 市町村長は、認定をするときは、当該受給資格者に当該年度に支給すべき就業者負担軽減支援金の額を決定するものとする。（第十一条第四項関係）

ニ 市町村長は、当該年度の前年度までに認定をした者が当該年度においても引き続き就業者負担軽減支援金の支給要件に該当していると認めるときは、当該年度の政令で定める日までに、当該者に当該年度に支給すべき就業者負担軽減支援金の額を決定するものとする。（第十一条第五項関係）

ホ 市町村長は、当該年度の前年度までに認定を受けた者が当該年度において就業者負担軽減支援金の支給要件に該当していないと認めるときは、当該年度の政令で定める日までに、当該認定を取り消すものとする。（第十一条第六項関係）

（４）職権による認定

市町村長は、当該者が受給資格者であること及び当該者に対して当該年度に支給されるべき就業者負担軽減支援金の額が明らかであると認める場合において、当該者が公的給付支給等口座登録者であるときは、当該年度の政令で定める日までに限り、職権で、当該者について認定をすることができる。（第十二条第一項関係）

（５）支給及び支払

イ 市町村長は、当該年度の受給者（認定を受けている者をいう。）に対し、就業者負担軽減支援金を支給する。（第十三条第一項関係）

ロ 就業者負担軽減支援金は、認定又は（３）ニの決定の日から起算して二月以内に、当該年度分を支払う。（第十三条第三項関係）

ハ 令和十年度分の就業者負担軽減支援金は、認定又は（３）ニの決定の日から起算して二月以内に（２）ハ（ロ）の加算前の額を、令和十一年四月に（２）ハ（ロ）の加算する額を、それぞれ支払う。（第十三条第四項関係）

ニ その他支給の制限、未支払の就業者負担軽減支援金、支払の調整及び不正利得の徴収に係る所要の規定を設ける。（第十四条～第十八条関係）

（６）受給権の保護及び公課の禁止

就業者負担軽減支援金の支給を受ける権利は、国税滞納処分等によるものを除き、差し押さえること等ができず、租税その他の公課は、就業者負担軽減支援金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。（第十九条、第二十条関係）

(7) 費用の負担等

- イ 就業者負担軽減支援金の支給に要する費用（ロの費用を除く。5（2）において同じ。）は、国がその三分の二以上で政令で定める割合を、都道府県及び市町村（特別区を含む。5（2）を除き、以下同じ。）がその余の割合の二分の一をそれぞれ負担する。（第二十一条第一項関係）
- ロ 政府は、毎年度、予算の範囲内において、就業者負担軽減支援金に関する事務の執行に要する費用を補助するものとする。（第二十一条第二項関係）

(8) 雑則

- イ 市町村長は、認定等に必要限度で、個人の市町村民税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する当該市町村内に住所を有する者の情報を、その保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために内部で利用することができる。（第二十七条第一項関係）
- ロ 基準日現在において配偶者を有していた者（前年の合計所得金額が（1）イ（二）の政令で定める額を超える者に限る。）は、当該年度の初日の属する年の三月十五日までに、当該配偶者の氏名等を記載した書面を当該配偶者の基準日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならないものとし、一定の場合に書面の提出をしたものとみなす措置を講ずる。（第二十八条関係）
- ハ 市町村長は、（4）の職権による認定をした場合等の通知について、当該通知を受ける者の申出がある場合には、当該通知に代えて電磁的方法により当該通知事項を提供することができるものとし、一定の場合に当該者に到達したものとみなす措置を講ずる。（第三十条関係）
- ニ その他就業者負担軽減支援金に係る時効、届出、調査、事務の区分等に関する所要の規定を設ける。（第二十三条～第二十六条、第二十九条、第三十一条、第三十二条関係）

(9) 罰則

罰則について所要の規定を設ける。（第三十三条～第三十五条関係）

4 検討等

(1) 就業者負担軽減支援金に係る検討等

- イ 政府は、公平性を確保する等の観点から、後期高齢者医療制度における金融所得（預金等の利子所得を除く。）の勘案に係る環境整備の進展の状況も踏まえ、金融所得を就業者負担軽減支援金に係る制度において勘案することとするため所要の措置を講ずるものとするほか、預金等の利子所得を勘案することについて着実に検討を加えるとともに、金融所得及び預金等の利子所得の勘案の取組の状況を踏まえつつ、資産の状況を勘案することについても検討を行うものとする。（第三十六条第一項関係）
- ロ 政府は、税額控除と給付を組み合わせる行う仕組みの導入については、将来にわたり給付のみにより行う仕組みと限定することなく、個人所得課税における人的控除の見直しによる税負担の変化及び情報通信技術の進展の状況を踏まえ、継続して検討を行うものとする。（第三十六条第二項関係）
- ハ 政府は、社会の構造の変化及び情報システムの整備の進展その他の状況の変化、

社会保障制度及び税制の見直し並びに行政事務に関する国と地方公共団体との役割分担その他の地方制度の在り方に関する調査審議等を踏まえ、就業者負担軽減支援金に係る制度の実施に関する国と地方公共団体との役割分担の在り方その他円滑な制度の実施に必要な事項について、国の役割を拡大する方向で、この法律の公布後速やかに、都道府県知事、市長及び町村長の全国的連合組織の代表者その他の関係者と十分に協議を行い、継続して検討を行うものとする。(第三十六条第三項関係)

ニ 政府は、低所得の就業者及び疾病等により就業が困難である者のうち就業者負担軽減支援金に係る制度の対象とならないものに対する必要な措置の在り方について、生活困窮者の自立支援に関する制度等の既存の社会保障制度との関係を整理しつつ、給付並びに相談支援及び就業支援を一体的に実施することを含め、その実施に要する財源の確保と併せて検討を行い、令和十年度中に結論を得て、必要があると認めるときは、令和十一年度以降所要の措置を講ずるものとする。この場合において、当該検討に当たっては、国民年金制度及び国民健康保険制度における所得に応じた負担軽減措置を必要に応じて拡充することを含め幅広く検討を行うものとする。(第三十六条第四項関係)

ホ 政府は、就業していない高齢者等が就業者負担軽減支援金に係る制度及び既存の社会保障制度の双方から取り残されることのないよう、年金制度及び生活保護制度その他の既存の社会保障制度との関係を整理しつつ、必要な措置の在り方について検討を行い、次期財政検証が作成される年の翌年までに結論を得るものとする。(第三十六条第五項関係)

ヘ 政府は、就業者負担軽減支援金に係る制度の実施と併せて、第三号被保険者に係る制度の見直し並びに厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大の更なる推進その他の就業支援及び関連する制度の改革について検討を行い、次期財政検証が作成される年の翌年までに結論を得るものとする。(第三十六条第六項関係)

ト 政府は、社会保険料をはじめとする純負担率の引下げ、負担能力に応じた負担の徹底及び所得再分配機能の強化等の観点から、医療・介護制度の改革をはじめとする社会保障制度及び雇用制度の見直しについて、その道筋を明らかにしつつ継続して検討を行うものとする。(第三十六条第七項関係)

チ 政府は、就業者負担軽減支援金に係る制度の実施も踏まえ、人的控除の在り方を見直しを含む所得税の抜本的な改革について着実に検討を行うものとする。(第三十六条第八項関係)

リ 政府は、イからチまでに掲げるもののほか、この法律の施行後五年を目途として、施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。(第三十六条第九項関係)

(2) 国による情報システムの整備等

国は、市町村における就業者負担軽減支援金の支給に係る事務の効率化等を図るため、情報システムの整備等の必要な措置を講ずるものとする。(第三十七条関係)

(3) 国による子ども・子育て支援の推進

国は、我が国における中低所得の子育て世帯の純負担率の状況を踏まえ、引き続

き、こども未来戦略（令和五年十二月二十二日閣議決定）を着実に推進するものとする。（第三十八条関係）

（４）財源の確保

イ 政府は、３（７）イにより国が負担する費用の財源については、特例公債に頼ることなく、補助金等及び租税特別措置の適正化その他の歳出及び歳入全般の見直しにより確保するものとする。（第三十九条第一項関係）

ロ イの財源の確保に当たっては、恒久財源を確保することを旨とするとともに、国と地方公共団体との役割分担を踏まえつつ、地方の財政運営に支障が生じないよう、３（７）イにより都道府県及び市町村が負担する費用について、財源の確保その他の適切な措置を講ずるものとする。（第三十九条第二項関係）

ハ 令和九年度及び令和十年度に３（７）イにより国が負担する費用の財源については、イに加え、追加的な租税収入以外の収入により確保するものとし、この財源の確保に当たっては、国と地方公共団体との役割分担を踏まえつつ、地方の財政運営に支障が生じないよう、３（７）イにより都道府県及び市町村が負担する費用について、財源の確保その他の適切な措置を講ずるものとする。（第三十九条第三項関係）

ニ ２により生じた消費税（地方消費税を含む。）の減収を埋めるための財源については、特例公債に頼ることなく、補助金等及び租税特別措置の適正化、追加的な租税収入以外の収入の確保その他の歳出及び歳入全般の見直しにより確保するものとし、この財源の確保に当たっては、地方の財政運営に支障が生じないよう、適切な措置を講ずるものとする。（第三十九条第四項関係）

５ 施行期日等

（１）施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和九年四月一日から施行する。（附則第一条関係）

（２）支給円滑化特別交付金の交付

国は、この法律の施行により就業者負担軽減支援金の支給に要する費用についての市町村及び特別区の負担が発生することに対処し、就業者負担軽減支援金の支給の円滑な実施を確保するため、調整対象市区町村（当該負担がないものとした場合において普通交付税の交付を受けないと見込まれる市町村及びこれに相当する特別区として政令で定める市町村及び特別区をいう。）に対して、当分の間の措置として、支給円滑化特別交付金を交付するものとし、所要の規定を設ける。（附則第五条～第十七条関係）

（３）地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

地方消費税の消費税の税率の特例による地方公共団体の減収額を埋めるため、地方消費税減収補填特例交付金を創設する。（附則第二十二条、第二十三条関係）

（４）内閣府設置法の一部改正

特別の機関として、内閣府本府に、租税・社会保険料負担に関する総合調整本部を設置するとともに、就業者負担軽減支援金の支給に関すること等を内閣府の所掌事務に追加する。（附則第二十七条関係）

(5) 経過措置等

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、その他関係法律について所要の改正を行う。